法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「別表六(三十一)」を「別表六(三十二)」に、「、別表八(二)」を「から別表八(三)まで」に、「別表十(六)付表」を「別表十(九)付表」に、「別表十(十)」を「別表十(十一)」に改める。

第三十四条第二項中「別表六(三十一)」を「別表六(三十二)」に、「、別表八(二)」を「から別表八(三)まで」に、「別表十(十)」を「別表十(十一)」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「別表六(三十)」を「別表六(三十一)」に、「別表六の二(二十六)」を「別表六の二(二十七)」に、「別表十(六)」を「別表十(七)」に改め、「別表十七(一)付表まで」の下に「、別表十七(二の四)」を加え、「別表十七の二(三)付表二」を「別表十七の二(四)付表」に改める。

第六十一条の二第三項及び第六十一条の四第三項中「別表六(三十一)」を「別表六(三十二)」に改め、「別表八(一)」の下に「、別表八(三)」を加え、「別表十(六)まで、別表十(十)」を「別表十(八)まで、別表十(七)、別表十(十一)」に、「別表十七(二の三)付表」を「別表十七(二の五)付表」に改める。

別表一の表中

所得金額又は欠損金額 （別表四「47の①」）

を

所得金額又は欠損金額 （別表四「48の①」）

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「、所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号(2)中「別表六(三十)「31」」を「別表六(三十一)「31」」に改め、同第十二号中「内書に金額の記載」を「欄に内書きした金額」に、「その」を「当該」に改める。

別表一の二の表中

連結所得金額又は連結欠損金額 （別表四の二「54の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額 （別表四の二「55の①」）

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「、所得税法等の一部を改正する法律」を「若しくは所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削り、同号(2)中「別表六(三十)「31」」を「別表六(三十一)「31」」に改め、同第十二号中「内書に金額の記載」を「欄に内書きした金額」に、「その」を「当該」に改める。

別表一の三の表中

所得金額又は欠損金額 （別表四「47の①」）	1	24

を

所得金額又は欠損金額 （別表四「48の①」）	1	24

に、

所得金額又は欠損金額 （別表四「47の①」）

を

所得金額又は欠損金額 （別表四「48の①」）

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(三十)「31」」を「別表六(三十一)「31」」に改め、同第七号及び第八号中「内書に金額の記載」を「欄に内書きした金額」に、「その」を「当該」に改める。

別表三(一)の表を次のように改める。